

第 47 回北信越国民スポーツ大会

卓球競技実施要項



- 主 催 (公財) 日本スポーツ協会
長野県 福井県 新潟県 石川県 富山県
長野県教育委員会 福井県教育委員会 新潟県教育委員会 石川県教育委員会 富山県教育委員会
(公財) 長野県スポーツ協会 (公財) 福井県スポーツ協会 (公財) 新潟県スポーツ協会
(公財) 石川県スポーツ協会 (公財) 富山県スポーツ協会
- 共 催 会場地市町村 会場地市町村教育委員会
- 後 援 スポーツ庁
- 主 管 (公財) 長野県スポーツ協会 長野県各競技団体

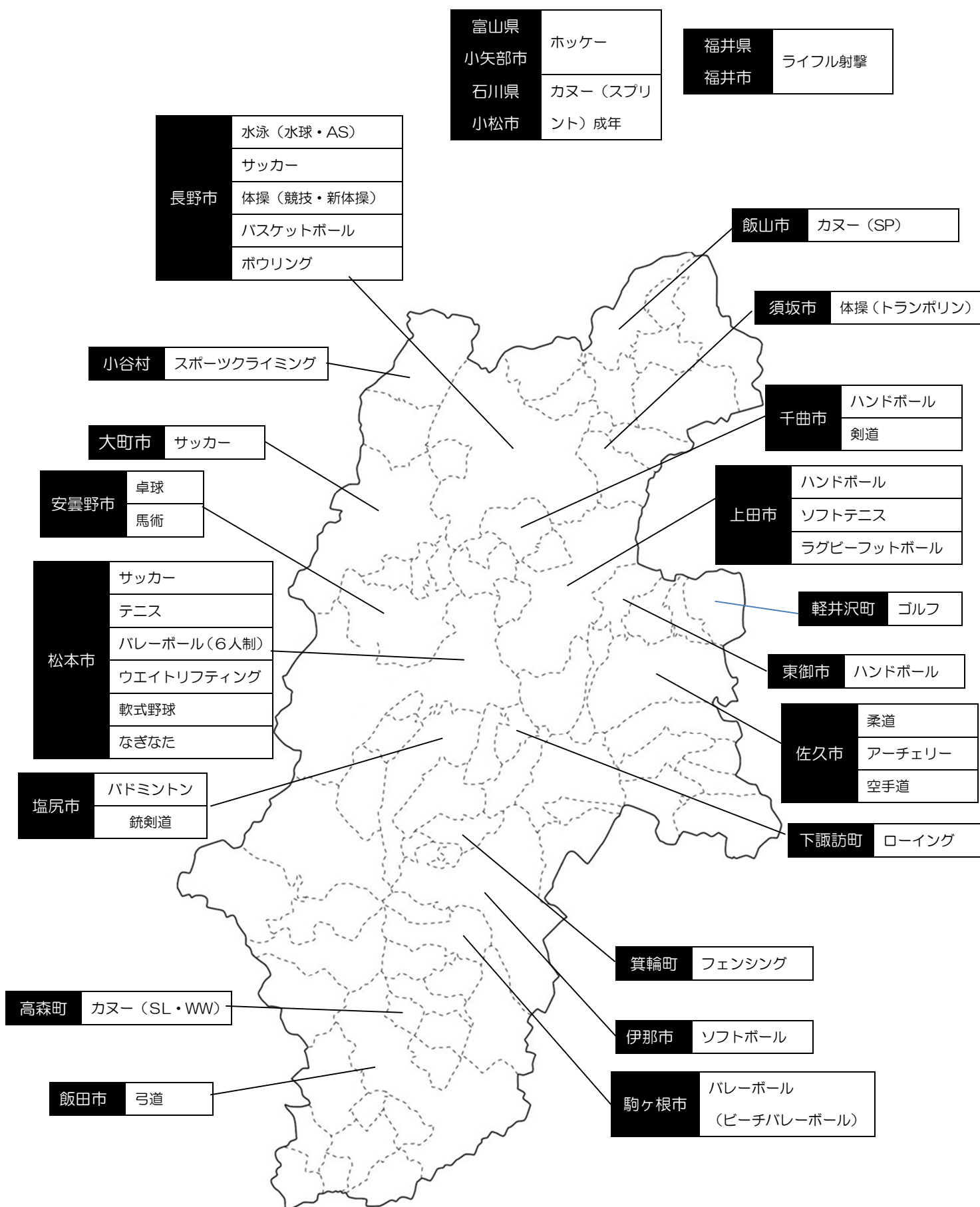
この事業は、競輪の補助金を受けて実施しています。



第 47 回北信越国民スポーツ大会実施要項 目 次

1	大会日程と競技会場	1
2	市町村別競技会場一覧	2
3	総 則	3 ～ 17
4	実施要項	18 ～ 20
5	関係団体一覧	21
6	会場地市町村スポーツ主管課	21
7	第 47 回北信越国民スポーツ大会事務局	21
8	第 47 回北信越国民スポーツ大会参加選手・監督【交代(変更)届・棄権届】	22

2 第47回北信越国民スポーツ大会市町村別競技会場一覧



3 第47回北信越国民スポーツ大会実施要項 総 則

◇開催の趣旨

この大会は、国民スポーツ大会の趣旨に則り、その予選会として、北信越の人々に広くスポーツを普及し、スポーツ精神の高揚を図り、健康増進と体力向上を目指し、併せて、5県の親睦と交流を深めると共に、地方のスポーツ振興及び文化の発展に寄与することを目的とする。

◇実施方針及び注意事項

1 大会

この大会は、第80回国民スポーツ大会本大会正式競技のうち、ブロック予選のある競技種目について行う。ただし、中央競技団体が直接開催するものを除く。

2 実施競技（30 競技）

水泳（水球、アーティスティックスイミング）、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール（6人制、ビーチバレーボール）、体操（競技、新体操、トランポリン）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー（スプリント、スラローム・ワイルドウォーター）、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ

3 会期及び会場地

この大会の各競技の会期及び会場地は、以下のとおりとする。なお、災害や荒天等のため会期又は会場の変更が必要となった場合は、関係競技団体との協議を経て、第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定する。

	会 期	競 技 名	会 場 地	会場数
会 期 前 開 催 競 技	5月23日（土）～24日（日）	カヌー（S L・WW）	高森町	長野県 14市 4町 1村 福井県 1市 石川県 1市 富山県 1市
	7月3日（金）～5日（日）	水泳（A S） 馬術	長野市 安曇野市	
	7月4日（土）～5日（日）	体操（トランポリン） スポーツクライミング	須坂市 小谷村	
	7月10日（金）～12日（日）	テニス バレーボール （ビーチバレーボール）	松本市 駒ヶ根市	
	7月11日（土）～12日（日）	カヌー（S P・少年）	飯山市	
	7月13日（月）～14日（火）	ゴルフ	軽井沢町	
	7月17日（金）～19日（日）	ボウリング ハンドボール	長野市 上田市、千曲市、東御市	
	7月18日（土）	空手道	佐久市	

	会 期	競 技 名	会 場 地	会場数
会期前開催競技	7月18日(土)～19日(日)	ローイング 体操(新体操) カヌー(S P・成年)	下諏訪町 長野市 石川県小松市	長野県 14市 4町 1村
	7月19日(日)～20日(月)	体操(競技)	長野市	
	7月24日(金)～26日(日)	ホッケー ライフル射撃	富山県小矢部市 福井県福井市	
	7月31日(金) ～8月2日(日)	水泳(水球)	長野市	
	8月7日(金)～9日(日)	サッカー	長野市、松本市、大町市	
中心会期開催競技	8月21日(金)～23日(日)	バスケットボール ウェイトリフティング ソフトテニス 軟式野球 ソフトボール 弓道 ラグビーフットボール (少男、女子)	長野市 松本市 上田市 松本市 伊那市 飯田市 上田市	福井県 1市 石川県 1市 富山県 1市
	8月22日(土)～23日(日)	フェンシング 柔道 剣道 アーチェリー 銃剣道 なぎなた	箕輪町 佐久市 千曲市 佐久市 塩尻市 松本市	
会期後開催競技	8月28日(金)～29日(土)	卓球	安曇野市	
	8月28日(金)～30日(日)	バレーボール(6人制) ラグビーフットボール (成男、少男)	松本市 上田市	

4 競技方法

「第80回国民スポーツ大会実施要項」に基づき、各競技団体が定める競技方法とする。

5 参加資格、所属県及び選手の年齢基準

「第80回国民スポーツ大会実施要項」総則5に基づき、次のとおりとする。

なお、参加資格については「第80回国民スポーツ大会参加資格、所属県及び選手の年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、第80回国民スポーツ大会本大会実施要項総則「8 参加申込方法」で定めた本戦参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において上記(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属県の当該競技団体会長（代表者）とスポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第78回又は第79回の国民スポーツ大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第78回又は第79回の国民スポーツ大会と異なる県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

e 令和6年能登半島地震に係る参加資格特例措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

f 令和6年能登半島地震に係る参加資格特別措置を活用する者（別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講していることが望ましい。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(イ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属県

所属県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は2026年4月30日以前から第80回国民スポーツ大会終了時（2026年10月20日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリーの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- d 別記6「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

- ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。
 - (ア) 成年種別に参加する者は、2008年4月1日以前に生まれた者とする。
 - (イ) 少年種別に参加する者は、2008年4月2日から2011年4月1日までに生まれた者とする。
 - (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2026年4月1日を基準とする。
 - イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2011年4月2日から2012年4月1日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、実行委員会及び当該競技団体が調査・審議の上、実行委員会がその可否を決定する。

6 表彰

北信越国民スポーツ大会開催規程に従い、競技ごとに行う。

7 参加申込方法

- (1) 各県スポーツ協会長及び各県競技団体会長は、連署の上、各県で開催する予選会において選抜された者を、実行委員会あてに申込みものとする。
 - (2) 参加申込は、令和8年7月30日（木）正午までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行うこと（申込URL <https://jspo-entry.japan-sports.or.jp/>）。
- ただし、次に掲げる競技の参加申込は、それぞれに定める日までとする。

	競技名	申込締切日
会期前	カヌー（SL・WW）	4月30日（木）正午
	水泳（AS）、体操（トランポリン）、馬術、スポーツクライミング	6月11日（木）正午
	テニス、バレーボール（ビーチバレーボール）、カヌー（SP）、ゴルフ	6月18日（木）正午
	ローイング、体操（競技、新体操）、ハンドボール、空手道、ボウリング	6月25日（木）正午
	ホッケー、ライフル射撃	7月2日（木）正午

	競 技 名	申込締切日
会 期 前	水泳（水球）	7月 9日（木）正午
	サッカー	7月 16日（木）正午
	バドミントン	7月 23日（木）正午
会 期 後	バレーボール（6人制）、卓球	8月 6日（木）正午

(3) 参加申込様式は、実行委員会が日本スポーツ協会及び主管競技団体と協議し、作成する。

(4) 参加申込締切後の選手の交代は、特別の事情がない限り認めない。特別の事情で選手を交代する場合は、所定の様式により実行委員会あてに届出を行い、当該競技の監督会議（代表者会議）で認められなければならない。

なお、大会終了後、実行委員会に対して所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

8 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合は、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

9 組合せ抽選会

組合せ抽選は、各県競技団体の代表により行う。抽選の日時及び場所は、主管競技団体の責任において決定する。なお、主管競技団体は、組合せ結果を7月1日（水）正午までに実行委員会あて報告するものとする。

ただし、早期開催競技及び本大会の監督会議等で組合せ抽選を行う競技にあつては、組合せ抽選会が終了次第、実行委員会へ報告するものとする。

10 大会参加料

(1) この大会に参加する各県スポーツ協会は、本部役員（視察員を除く。）以下、選手及び監督一人につき1,000円の大会参加料を納入するものとする。なお、参加納付対象の選手・監督は、競技別実施要項「3 種別（種目）及び参加人員」欄並びにその枠外の注記に記載する者とし、これ以外の項に規定する予備登録選手は、参加料を必要としないものとする。

(2) 大会参加料は、各県スポーツ協会が取りまとめ、次のとおり納入するものとする。

ア 納入期日 令和8年8月7日（金）

イ 納入先金融機関 八十二長野銀行 県庁内支店 普通預金 ○○○○○○
第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会

11 宿泊申込み

第47回北信越国民スポーツ大会宿泊要項による。

12 参加選手団本部役員及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、団長、副団長、総監督及び総務の合計 15 名以内とし、このほかに 5 名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 参加選手団本部役員のほか、20 名以内の視察員を設けることができる。

13 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び北信越各県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として、大会参加者による国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手及び監督並びに選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員、その他の選手団役員とする。
- (2) 大会参加の各県スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1 人当たり 1,000 円）を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から各県スポーツ協会へ通知する。

14 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、実行委員会及び北信越国民スポーツ大会実施競技団体（以下「北信越国スポ関係機関・団体」という。）は、参加申込書等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属県名、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(イ) 総合会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 北信越国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 北信越国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

北信越国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公表されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

北信越国スポ関係機関・団体が認めた写真撮影企業等によって撮影された写真が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

北信越国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、北信越国スポ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

15 その他

- (1) 参加する選手・監督が着用する競技用ユニフォームには、必ず所属県名を明示しなければならない。明示する所属県名のサイズ・位置等は、競技別要項又は競技規則等によるものとする。
- (2) 参加申込が定められた期日までに行われない場合又は大会参加料が納入締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (3) 宿泊申込が定められた期日までに行われない場合は、開催県等の選手・監督で宿舎への宿泊が必要でないとき等を除き、原則として、この大会への参加を認めない。
- (4) その他の事項については、日本スポーツ協会の国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

別記1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項〔国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。ただし、「日本国籍を有する者及び『永住者』」に該当しない者であっても、当該大会年の4月30日（冬季大会は前年の4月30日）以前から本大会終了時（冬季大会は各競技会終了時）まで継続的に日本に滞在している場合は、本制度を活用できるものとする。なお、やむを得ない事情により、一時的に日本を離れる場合は、総日数の半数を超えて日本で滞在していること。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会あてに提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

- ア 本特例を受けようとする参加者は、下記 2 (1) の場合は転居元、下記(2)の場合は転居先が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記 2 (1) の場合は転居先、下記 2 (2) の場合は転居元が属する都道府県スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記 1 に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項〔国民スポーツ大会開催基準要項第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の 2～4 の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第 1 項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－②) - ②)に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第 1 項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第 2 項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項-(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会(都道府県大会を含む)と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項-(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会の決議を経て当該事業を本特例の対象に加えることができる。

別記4 「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第33回オリンピック競技大会(2024年・パリ)に参加した者。

(2) 2026年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から第80回国民スポーツ大会終了時(2026年10月20日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があ

り、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2026年4月30日以前から第80回国民スポーツ大会終了時（2026年10月20日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から第80回国民スポーツ大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 78 回又は第 79 回の国民スポーツ大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。

若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2026 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 79 回又は第 80 回の国民スポーツ大会に参加した者が、第 81 回国民スポーツ大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

別記6 「令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の4県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2024年1月1日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2026年4月30日以前から第80回国民スポーツ大会終了時（2026年10月20日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第78回又は第79回の国民スポーツ大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2024年1月1日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2026 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 79 回又は第 80 回の国民スポーツ大会に参加した者が、第 81 回国民スポーツ大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024 年度から 2025 年度（小学校は 2028 年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

4 卓球競技

1 期 日

2026年8月28日（金）から29日（土）まで

2 会 場

「ANCアリーナ」

〒399-8204 安曇野市豊科高家 4500-1 (TEL 0263-73-1600)

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加県	小 計	合 計
成年男子	1	3	5	20	60
成年女子	1	3		20	
少年女子	1	3		20	

※成年男女の監督は、選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び試合方法

(1) 競技規則は、現行の日本卓球ルールによる。

(2) 試合方法

ア 各種別とも3名の選手からなる。世界選手権方式（5シングルス）で試合を行う。

ただし、外国籍の選手はC又はZのみの出場とする。

ABCチームは 1-A 2-B 3-C 4-A 5-B

XYZチームは 1-X 2-Y 3-Z 4-Y 5-X とする。

イ 使用球は、(公財)日本卓球協会公認プラスチック球：40mm（白球）とする。

5 予選方法

各県卓球協会（連盟）は、種別ごとにこの大会に出場する代表1チームを選出する。

6 参加資格、所属県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、次による。

(1) 少年種別に参加できる選手には、2011年4月2日から2012年4月1日までの間に生まれた中学3年生を含むものとする。

(2) 監督は、(公財)日本卓球協会が認定する公認審判員以上の審判資格を有する者で、(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認卓球コーチ2、公認卓球コーチ3又は公認卓球コーチ4のいずれかの資格を有していること。

7 参加得点

この大会に参加した県に、第80回国民スポーツ大会の男女総合成績・女子総合成績の参加点10点が与えられる。ただし、本大会への出場権を獲得しながらこの権利を放棄し

たときは、参加点は与えられない。

8 表 彰

各種別の第1位から第3位までに賞状を授与する。

9 参加申込方法

- (1) 所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要事項を入力の上、所属県スポーツ協会を通じて、2026年8月6日（木）正午までに申込手続きを完了すること。
- (2) 締切期限以降は所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切期限を厳守すること。

10 選手の交代

参加申込締切後の選手交代は、特別の事情がない限り認めない。ただし、特別の事情（疾病、傷病等）で選手を交代する場合は、予備登録選手に限り認めるものとし、所定の様式により実行委員会あて届出を行い、監督会議で認められなければならない。

- (1) 提出期限 監督会議まで
- (2) 提出先 第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県国スポ・全障スポ大会局競技運営課内
(TEL) 026-235-7283 (FAX) 026-235-7499
(E-mail) kyogi2028@pref.nagano.lg.jp

なお、交代（棄権を含む。）があった場合は、実行委員会の指定する日までに、別途、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

11 参加上の注意

参加申込選手が不可抗力以外の理由により、無断でこの大会の出場を棄権した場合は、その後のこの大会の出場を停止する。

12 その他

(1) 諸会議日程

会議名	日 時	会 場
監督会議	8月28日(金)午後3時	「ANCアリーナ」 〒399-8204 安曇野市豊科高家 4500-1 (TEL 0263-73-1600)
開 始 式	8月29日(土)午前9時00分	

(2) 第80回国民スポーツ大会の北信越ブロック代表チーム数は、次のとおりである。

種別	代表チーム数
成年男子	2
成年女子	3
少年女子	2

5 関係団体一覧

団体名	会長	専務理事 理事長	事務局長	事務局	
				所在地	電話番号
公益財団法人 日本卓球協会	河田 正也	宮崎 義仁	田部 勝	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 内	(03) 6721-0921
富山県卓球協会	田畑 裕明	森 敏之	齋藤 秀史	〒936-0018 滑川市坪川 368 森 敏之 気付	090- 8263-7001
長野県卓球連盟	今井 竜五	塚田 博文	井岡 雅彦	〒399-0745 塩尻市大門桔梗町 15-3 レザン桔梗 B 棟 105 号室	(0263) 31-5597
福井県卓球協会	今村 邦昭	朝倉 剛司	玉崎真理子	〒919-0412 坂井市春江町江留中 25-15-6 玉崎真理子 気付	(0776) 51-0525
一般社団法人 新潟県卓球連盟	本間 敏博	清野 勝彦	星野 透	〒950-0994 新潟市中央区上所 3-6-20-5 ロイヤルステージ I-103 号室	070- 4499-9175
一般社団法人 石川県卓球連盟	加藤 真一	稲垣 裕	宮前 正陽	〒920-0215 金沢市弓取町 101 稲垣 裕 気付	090- 2839-1156

6 会場地市町村スポーツ主管課

主管課	担当課長	所在地	電話番号
安曇野市商工観光スポーツ部 スポーツ推進課 国スポ・全障スポ推進室	丸山 伸一	〒399-8281 安曇野市豊科 6000	0263- 71-2086

7 第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局

会長	事務局長	所在地	電話番号
阿部 守一	中村 宏平	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県国スポ・全障スポ大会競技運営課内	026- 235-7283

8 第 47 回北信越国民スポーツ大会参加選手・監督 【交代（変更）届・棄権届】

参加申込者

競 技 名		種 別		種目*注) (階級)	
参加申込者名					

*注)階級制の競技においては種目欄に階級も記入

交代（変更）・棄権の理由

1. 体調不良のため（症状：_____） 2. 怪我のため 3. その他（_____）

交代（変更）者（※棄権の場合は記入不要）

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏 名			(歳)	
連絡先 (TEL) ※1		連絡先 (メール) ※1			
所属区分※2	所属の所在地※ 3	〒			
職 業		勤 務 先 ・ 学 校 名 等			
第 78 回大会 参加都道府県		第 79 回大会 参加都道府県		例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 番 号 等			
その他の必要事項 (身長、体重、記録、段位等)					

疾病等による交代の場合は、診断書を添付すること。

- ※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入
- ※2 都道府県において、所属県について次のいずれかを選択していたかを記入
 成年種別（ア．居住地を示す現住所 イ．勤務地 ウ．ふるさと）
 少年種別〔ア．居住地を示す現住所 イ．学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ．勤務地
 エ．「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地〕
- ※3 所在地は、市町村名まで記入 ふるさとを選択した場合は「卒業学校名」を記入
- ※4 今回〔第80回大会（県及びブロック予選を含む。）〕と第79回大会〔不出場の場合は第78回（県及びブロック予選を含む。）〕の参加都道府県が異なる場合のみ記入〔1．新卒業者 2．結婚又は離婚 3．ふるさと（成年） 4．一家転住（少年） 5．JOC エリートアカデミー（少年） 6．東日本大震災に係る特例措置 7．能登半島地震に係る特例措置〕

令和 年 月 日

第 47 回北信越国民スポーツ大会実行委員会会長 様

公益財団法人 _____ スポーツ協会
 会長・理事長 _____
 競技団体名 _____
 会 長 _____
 記載責任者名 _____